

再生可能エネルギー大量導入・ 次世代電力ネットワーク小委員会 中間整理（第2次）（案）補足説明

2019年1月17日

資源エネルギー庁

1. 日本版コネクト&マネージの検討の進め方について

2. 広域機関におけるルール整備の機動性の向上

3. (参考) 海外での効率化・投資促進制度の変遷と
電力会社の投資推移 (TSO)

前回小委員会における指摘を踏まえ、以下のとおり検討を進めてはどうか。

<①ノンファーム型接続のフィージビリティスタディ等>

- 日本独自のノンファーム型接続（配電システムを含む恒久的な措置）を検討するため、その効果や運用の困難さ（システム開発の難しさ）は混雑処理をするシステムの電圧階級、電源の数・種類・稼働状況によって異なる。このため、**配電（高圧）システムも含め**さまざまな電圧階級での**具体的な地点（送電線）や電源を選定し、費用対効果や運用上の課題についてフィージビリティスタディ**を行う。結果を踏まえ実システムでの実証を実施。

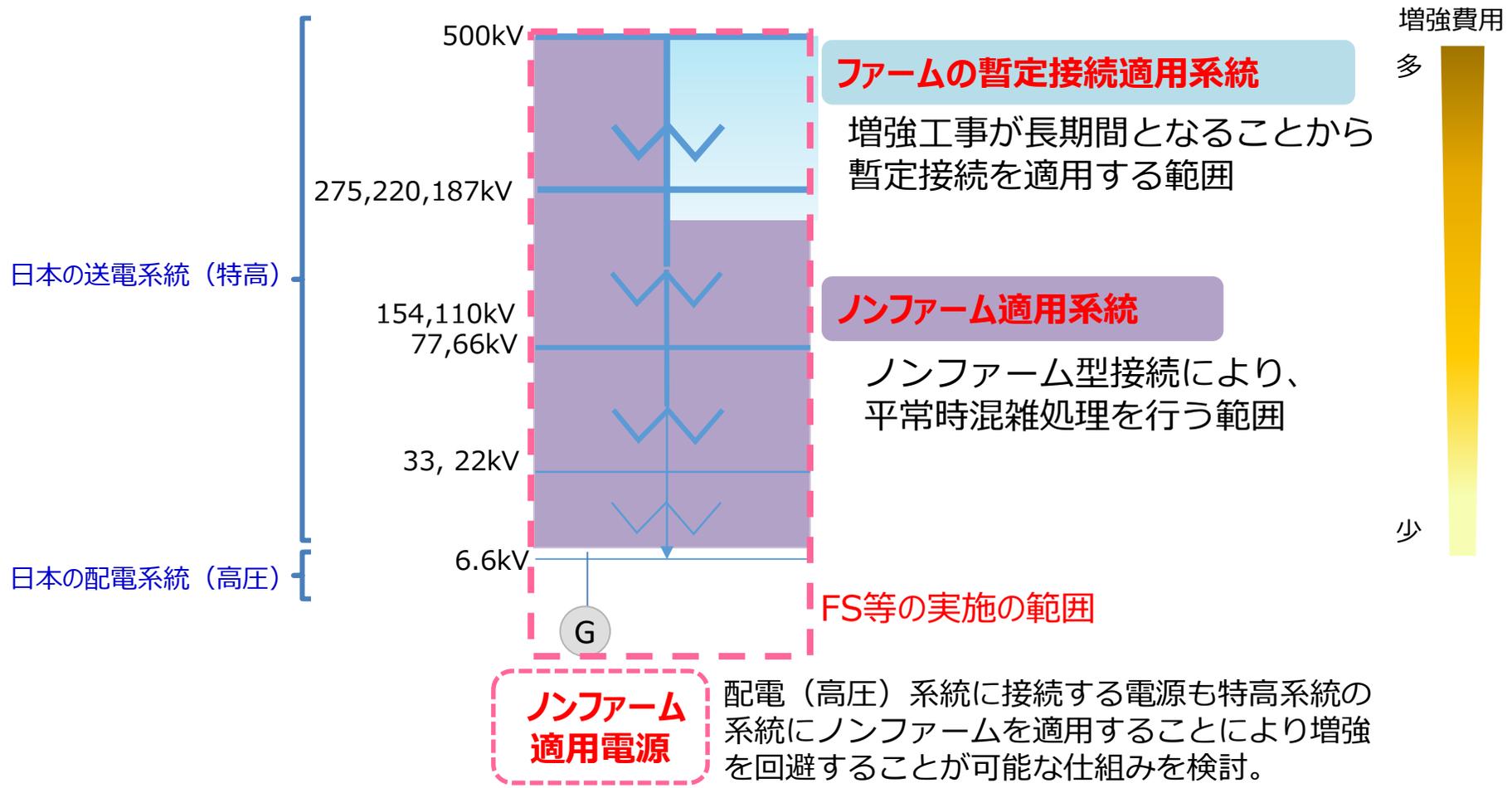
<②ノンファーム型接続の制度に関する検討>

- FIT制度など他の制度との整合を図りつつ、公平性を前提とした仕組みを検討（必要に応じて①とともに実証）。

<③ファーム電源の暫定接続に伴う平常時混雑処理の検討>

- イギリス・アイルランド等において実施しているコネクト&マネージの仕組みであり、東北北部の基幹システムの募集プロセスにおいて先行的に適用することが決定している。将来のノンファーム型接続の抑制スキームへの活用も見据え、早期接続が可能となる**ファーム電源の暫定連系に関する仕組みを検討**。

- ノンファーム型接続の適用系統とは、増強せずに平常時混雑処理を行う系統を指す。
- ノンファーム型接続が適用される電源は、適用系統以下の電圧階級に接続する電源であり、**特高系統でノンファーム型接続を適用すれば高圧接続の電源も適用される。**



1. 日本版コネクト&マネージの検討の進め方について

2. 広域機関におけるルール整備の機動性の向上

3. (参考) 海外での効率化・投資促進制度の変遷と
電力会社の投資推移 (TSO)

広域機関におけるルール整備の機動性の向上

- 広域機関では、法律、政省令、ガイドラインなどにおいて示された措置等について業務規程、送配電等業務指針（以下「ルール」という。）に規定することで実施を担保している。
- 例えば、系統情報の公表については、国が公表の考え方を示した系統情報の公表の考え方（以下「系統情報ガイドライン」という。）を策定し、これを踏まえて公開・開示すべき情報項目、公表時期、更新頻度の詳細を、広域機関のルールでそれぞれ定めている。
- 系統情報ガイドラインの改定を踏まえ、広域機関のルールを変更する場合、パブリックコメント、評議員会の議決、総会の議決（業務規程のみ）、理事会の議決、経済産業大臣の認可といった**複数の所要のプロセスが電事法等に基づき規定**されている。
- このため、既に国において審議や関連する規程のパブリックコメントを実施しているにも関わらず、現状の仕組みでは詳細かつ技術的な内容も含め、一連のルール整備に更に数か月の時間を要することになる。
- この点、系統情報ガイドラインを踏まえて広域機関のルールに記載されている内容（公開・開示する情報項目、公表時期、更新頻度等）について、例えば**広域機関のルールとは別に定める（すなわち、系統情報ガイドラインの改定がなされれば、広域機関のルールの変更は不要となる）**こととすれば、**より機動的にルールの整備を行い、系統情報の公開・開示を早期に実現させることができる。**
- このように**国等における一定の検討のプロセスを経て示されるガイドライン等を踏まえて、広域機関のルールに定めている事項のうち、詳細な事項は、関係規程類の見直し等により手続きを合理化し、ルール整備の機動性を向上させてはどうか。**

系統情報の公表に関するルール体系（イメージ）

- ルール策定に関するガバナンス確保を前提に機動性向上に資する仕組みを検討。

	現状	今後
系統情報の公表の仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ➢ エネ庁のガイドラインにて規定 ➢ 広域機関の業務規程・送配電等業務指針に反映 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ エネ庁のガイドラインにて規定 ➢ 広域機関の業務規程・送配電等業務指針にエネ庁のガイドラインに定める事項に従う旨規定 (エネ庁のガイドラインの改定に伴う広域機関のルールの変更が不要)
公開・開示する情報		
公開・開示の頻度等	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 広域機関の業務規程送配電等業務指針にて規定 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 広域機関が決定・公表 (複数の所要のプロセスを合理化し、ルール整備の機動性を向上)

1. 日本版コネクト&マネージの検討の進め方について

2. 広域機関におけるルール整備の機動性の向上

**3. (参考) 海外での効率化・投資促進制度の変遷と
電力会社の投資推移 (TSO)**

(参考) 海外での効率化・投資促進制度の変遷と電力会社の投資推移 (TSO) 7

- 当初のレベニューキャップ制度では、期中に系統増強等の新規投資が発生した場合、そのコストを期中に収入に反映・回収する制度が無かったため、NW投資が抑制されるリスクがあった。その後、再エネ導入が進み、必要な新規投資に関するコストを適時回収できる制度を整備すべきという議論がなされ、期中調整が整備された。

